

令和6年度 青少年を取り巻く問題と保護者の意識に関する ウェブ調査集計結果

1 調査の概要

調査対象 ウェブ調査事業者登録モニター（県内在住で18歳未満の子を有する保護者2,000名）

調査期間 令和7年2月28日（金）～3月2日（日）

2 設問ごとの結果

数値は小数点以下第2位を四捨五入しているため、単一選択の設問であっても、割合の合計が100%にならない場合があります。

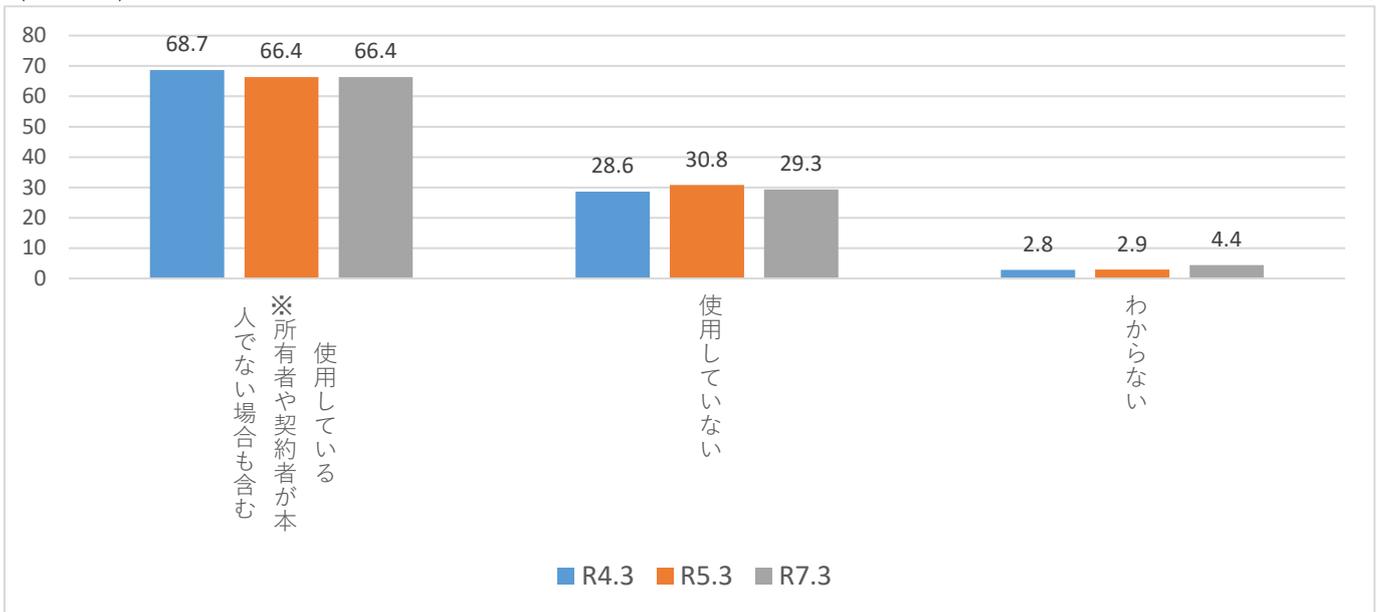
○神奈川県青少年保護育成条例について

【携帯電話端末等】

（青少年の携帯電話端末等の使用状況）

Q1 あなたのお子さま（複数の場合は18歳未満のうち最年長のお子さま、以降の質問でも同じ）はインターネットを閲覧できる機器（携帯電話やスマートフォン、タブレット型端末等、以降の質問でも同じ）を使用していますか。

（単位：％）



(Q1で「①使用している」と回答した人のみ)

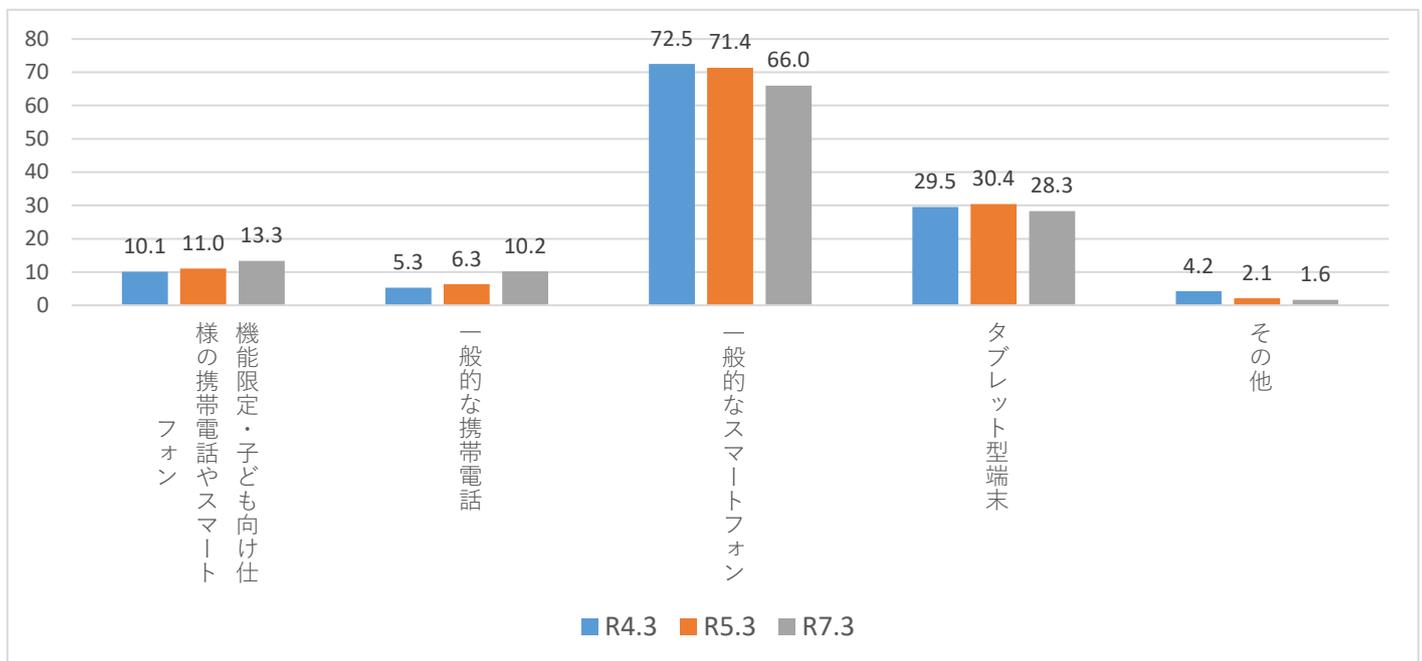
(使用している携帯電話端末等の種類)

S Q 1 現在、お子さまが使用している携帯電話やスマートフォン、タブレット型端末等の種類はどのようなものですか。

選択肢
① 機能限定・子ども向け仕様の携帯電話やスマートフォン（メールやインターネットの利用が制限されるなど、子どもによる使用を想定したもの）
② 一般的な携帯電話（フィルタリング等で機能を制限している端末を含みます）
③ 一般的なスマートフォン（フィルタリング等で機能を制限している端末を含みます）
④ タブレット型端末（フィルタリング等で機能を制限している端末を含みます）
⑤ その他

※「フィルタリング」とは、青少年に違法・有害と思われるサイト（出会い系、アダルト、違法薬物サイトなど）への接続を制限する機能のことです。

(単位：%)

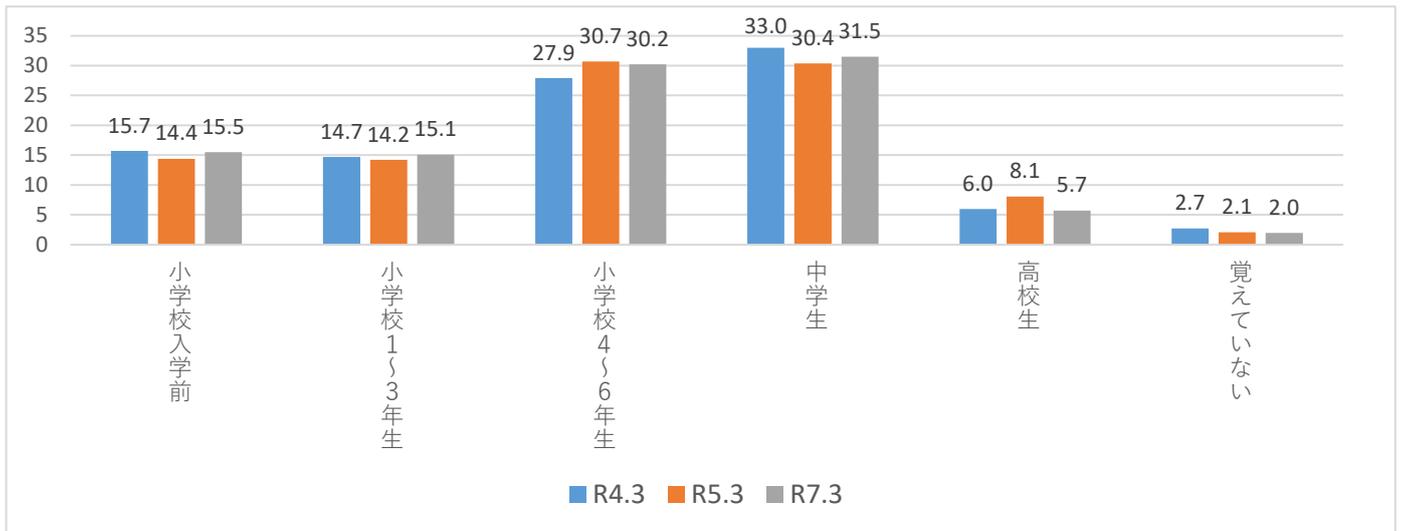


(Q1で「①使用している」と回答した人のみ)

(携帯電話端末等を使い始めた時期)

S Q 2 お子さまが、携帯電話、スマートフォン、タブレット型端末等を使用し始めた時期はいつですか。

(単位：%)

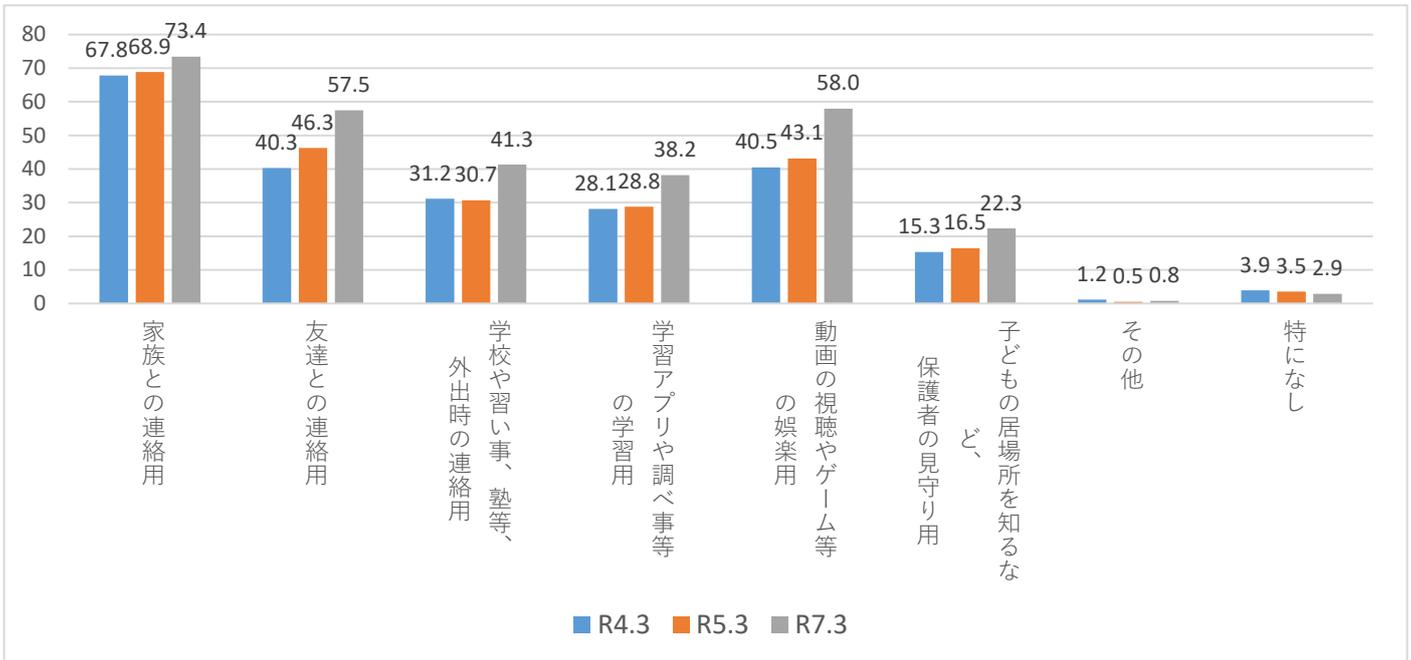


(Q1で「①使用している」と回答した人のみ)

(携帯電話端末等の使用目的)

S Q 3 お子さまが携帯電話やスマートフォン、タブレット型端末等を使用している理由は何ですか。当てはまるものを全て選んでください。

(単位：%)



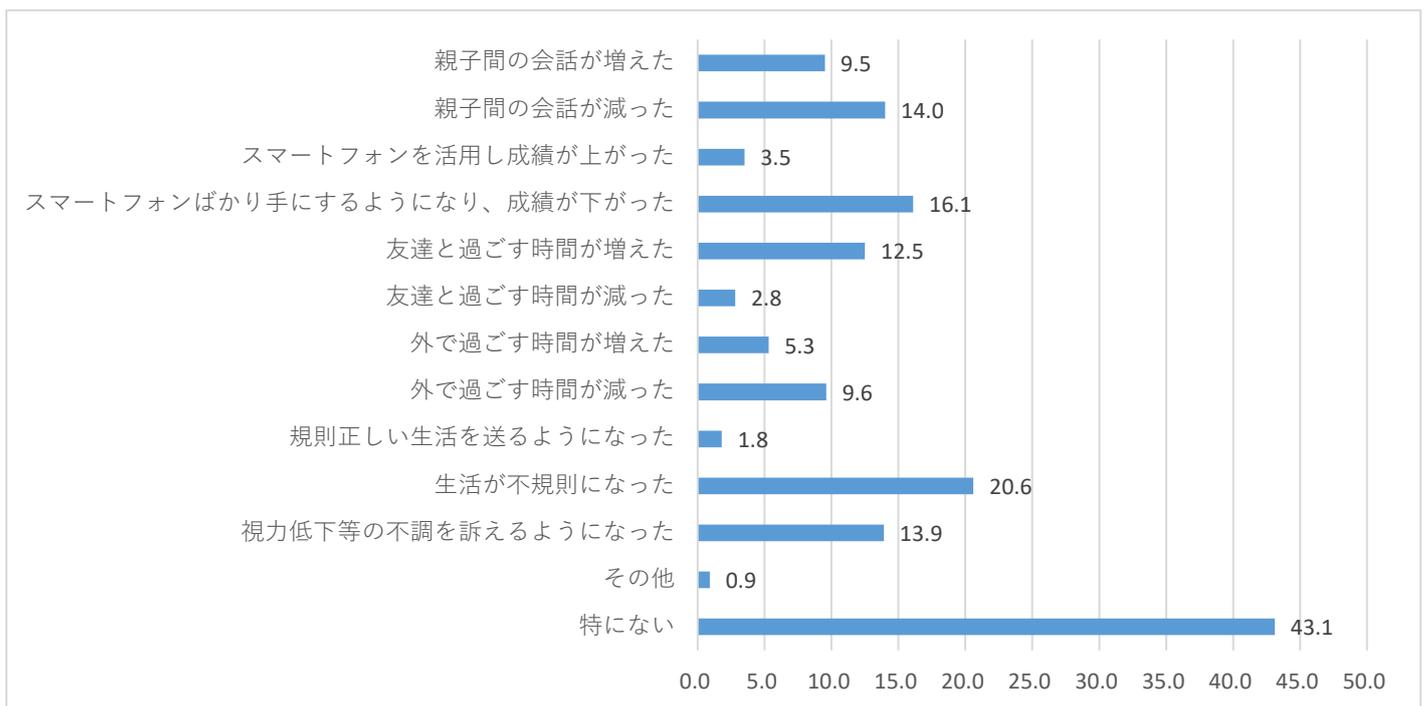
(Q1で「①使用している」と回答した人のみ)

(スマートフォン所持により青少年が受けた影響の内容)

SQ4 携帯電話やスマートフォン、タブレット型端末等を使用させたことにより、お子さまに変化がありましたか。当てはまるものを全て選んでください。

選択肢	R4.3	R5.3	R7.3
① 親子間の会話が増えた	9.3	9.3	9.5
② 親子間の会話が減った	11.5	13.3	14.0
③ スマートフォンを活用し成績が上がった	2.5	3.0	3.5
④ スマートフォンばかり手にするようになり、成績が下がった	13.3	15.1	16.1
⑤ 友達と過ごす時間が増えた	7.9	7.9	12.5
⑥ 友達と過ごす時間減った	2.7	2.6	2.8
⑦ 外で過ごす時間が増えた	3.1	2.8	5.3
⑧ 外で過ごす時間減った	10.2	9.3	9.6
⑨ 規則正しい生活を送るようになった。	1.0	1.1	1.8
⑩ 生活が不規則になった	19.1	19.2	20.6
⑪ 視力低下等の不調を訴えるようになった	12.7	15.0	13.9
⑫ その他（具体的な内容を30字以内で記入）	1.6	1.1	0.9
⑬ 特にない	47.0	45.1	43.1

<R7.3の調査結果>



(単位：%)

(Q1で「①使用している」と回答した人のみ)

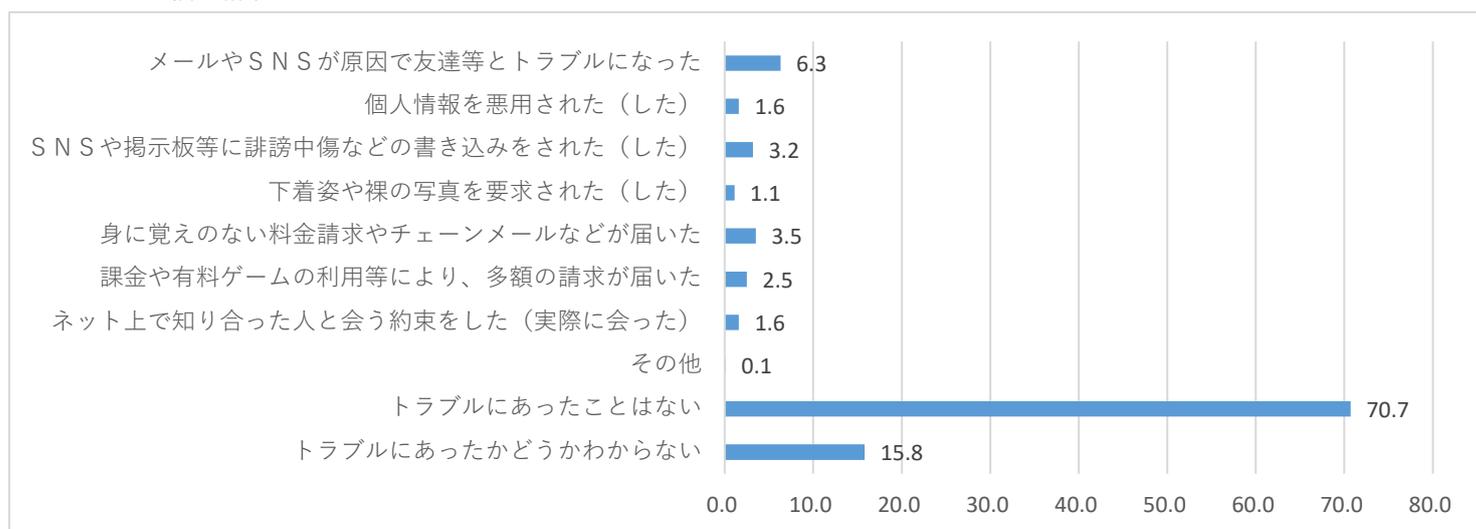
(スマートフォンによるトラブルの内容)

S Q 5 携帯電話やスマートフォン、タブレット型端末等を使用させたことにより、お子さまに次のようなトラブルがありましたか。当てはまるものを全て選んでください。

※ SNS (Social Networking Service) とは、インターネットのネットワークを通じて、人と人をつなぎコミュニケーションが図れるように設計された会員制サービスのことです。例として X (旧 : ツイッター) や LINE などが挙げられます。

選択肢	R4.3	R5.3	R7.3
① メールや SNS が原因で友達等とトラブルになった	5.0	4.5	6.3
② 個人情報を悪用された (した)	0.9	0.8	1.6
③ SNS や掲示板等に個人の誹謗中傷などの書き込みをされた (した)	1.7	2.0	3.2
④ 下着姿や裸の写真を要求された (した)	0.8	0.6	1.1
⑤ 身に覚えのない料金請求やチェーンメールなどが届いた	2.2	3.2	3.5
⑥ 課金や有料ゲームの利用等により、多額の請求が届いた	2.0	1.6	2.5
⑦ ネット上で知り合った人と会う約束をした (実際に会った)	1.0	1.1	1.6
⑧ その他 (具体的な内容を 30 字以内で記入)	0.4	0.2	0.1
⑨ トラブルにあったことはない	72.0	71.4	70.7
⑩ トラブルにあったかどうかわからない	18.1	18.0	15.8

<R7.3 の調査結果>



(単位 : %)

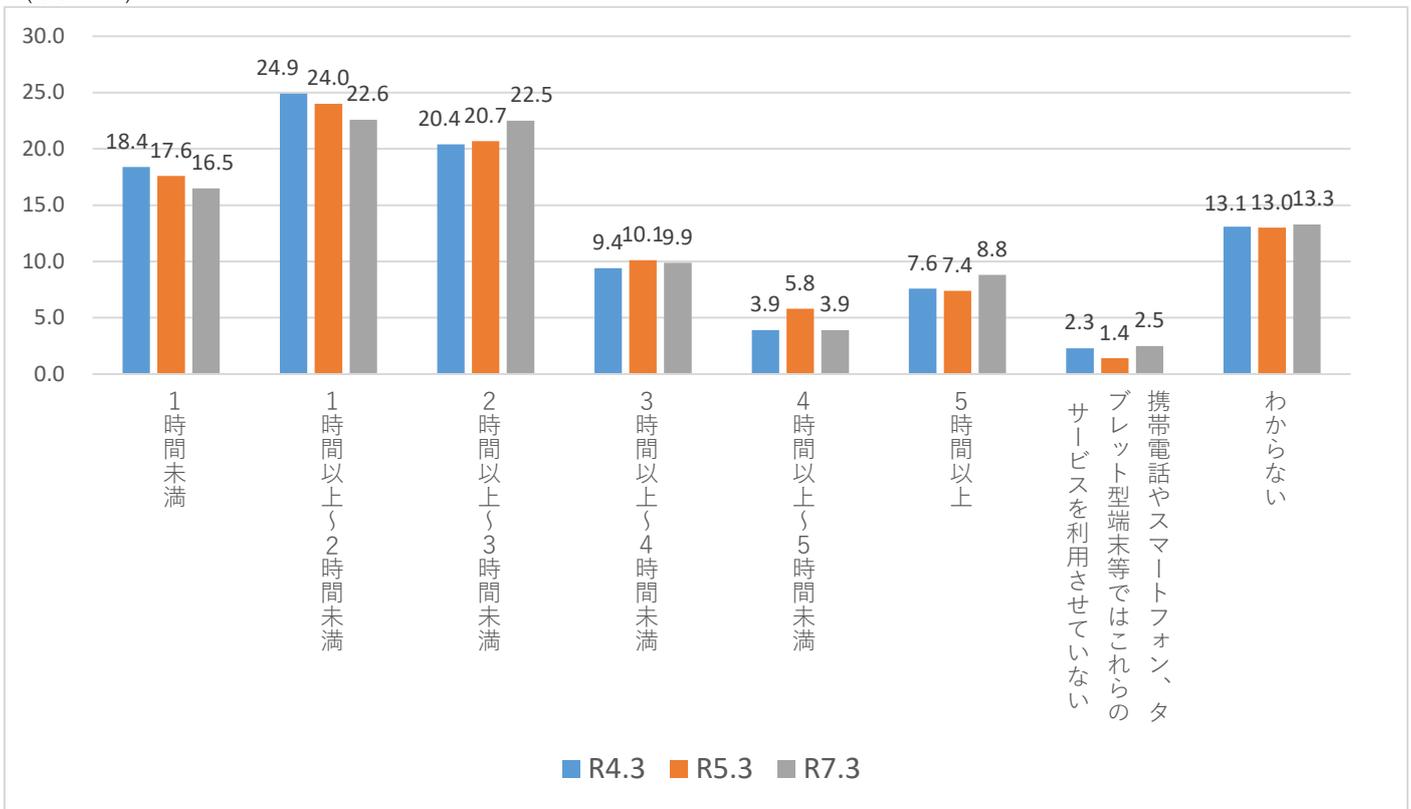
(Q1で「①使用している」と回答した人のみ)

(携帯電話端末等の1日の使用時間)

S Q 6 お子さまは、携帯電話やスマートフォン、タブレット型端末等を1日にどのくらい使用していますか。

<使用内容：電子メールの送受信、掲示板・ブログ・SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス※)のメッセージのやりとり、サイトや動画の視聴、ゲーム>

(単位：%)

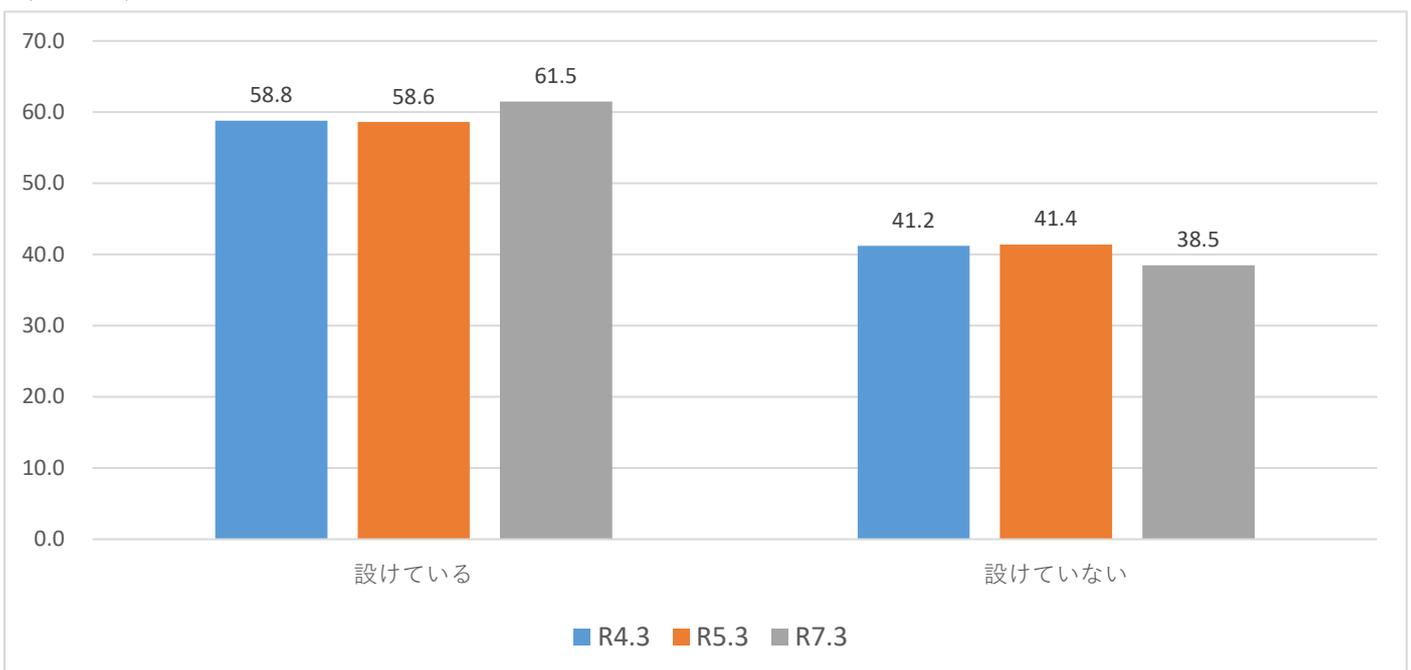


(Q1で「①使用している」と回答した人のみ)

(携帯電話端末等の使用のルール設定の有無)

S Q 7 あなたはあなたのお子さまと、インターネットの利用について家庭でルールを設けていますか(保護者が管理する等を含む)。

(単位：%)



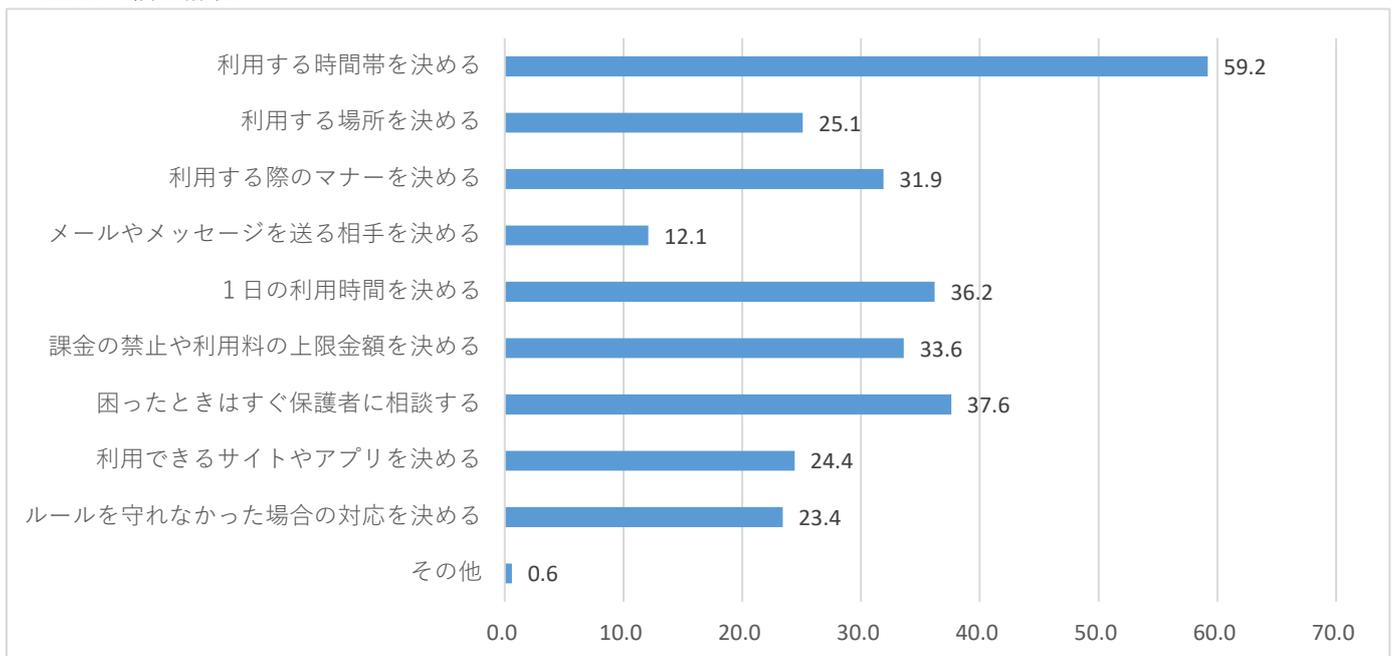
(SQ7で「①設けている」と回答した人のみ)

(家庭内で設けているルールの内容)

SQ8 家庭では、どのようなルールを設けていますか。当てはまるものを全て選んでください。

選択肢	R4.3	R5.3	R7.3
① 利用できる時間帯を決める	58.0	62.7	59.2
② 利用できる場所を決める(保護者の監視下での使用等)	28.7	27.4	25.1
③ 利用する際のマナーを決める(誹謗中傷をする書き込みをしない等)	33.8	34.6	31.9
④ メールやメッセージを送る相手を決める	9.4	10.5	12.1
⑤ 1日の利用時間を決める	34.4	35.0	36.2
⑥ 課金の禁止や、1か月ごとの利用料の上限金額を決める	29.2	31.5	33.6
⑦ 困ったときはすぐ保護者に相談する	34.7	34.4	37.6
⑧ 利用できるサイトやアプリを決める(子ども向け仕様の携帯電話やスマートフォン・フィルタリング等、端末での設定により制限していても、お子さまとのルールを設けていない場合は該当しません)	25.1	26.3	24.4
⑨ ルールを守れなかった場合の対応を決める(一時利用禁止等)	27.2	26.9	23.4
⑩ その他(具体的な内容を30字以内で記入)	0.6	0.5	0.6

<R7.3の調査結果>



(単位：%)

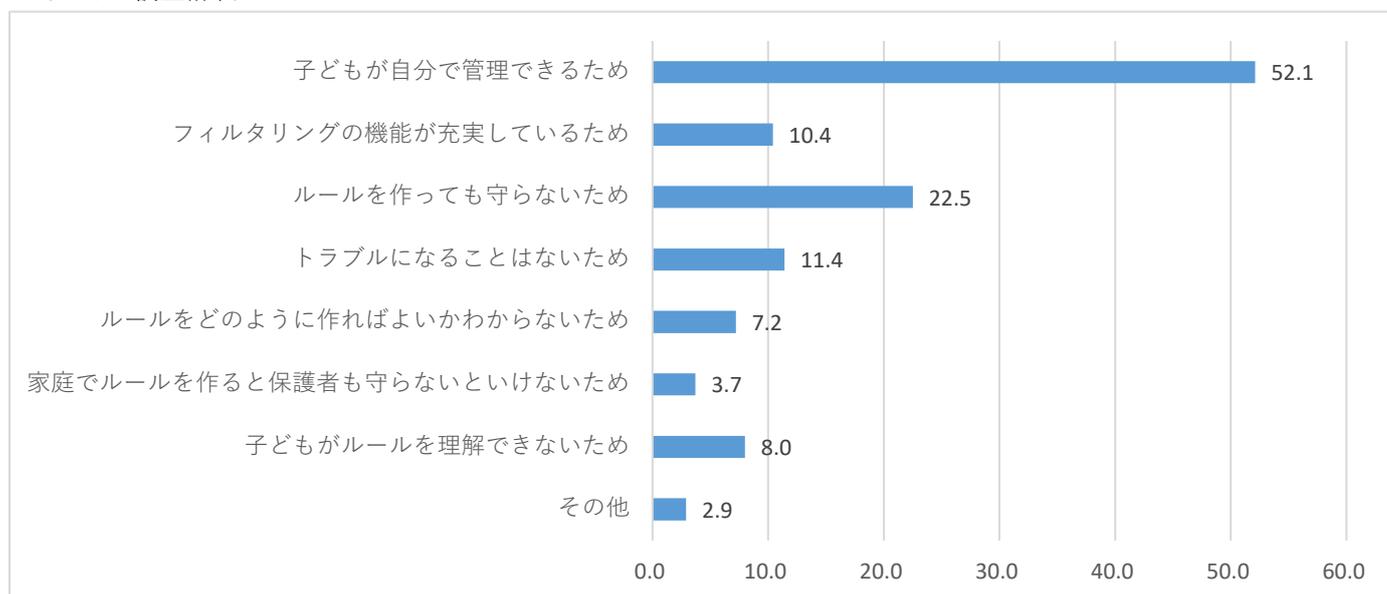
(SQ7で「②設けていない」と回答した人のみ)

(家庭内でルールを設けていない理由)

SQ9 ルールを設けていない理由は何ですか。当てはまるものを全て選んでください。

選択肢	R4.3	R5.3	R7.3
① 子どもが自分で管理できると思うため	52.2	49.2	52.1
② フィルタリングの機能が充実しているため	6.7	8.0	10.4
③ ルールを作っても守らないと思うため	23.0	23.7	22.5
④ トラブルになる事はないと思うため	8.3	10.4	11.4
⑤ ルールをどのように作ればよいかわからないため	6.7	8.2	7.2
⑥ 家庭でルールを作ると保護者も守らないといけないため	3.7	4.4	3.7
⑦ 子供がルールを理解できないと思うため。	8.8	11.3	8.0
⑧ その他(具体的な内容を30字以内で記入)	4.1	2.7	2.9

<R7.3の調査結果>



(単位：%)

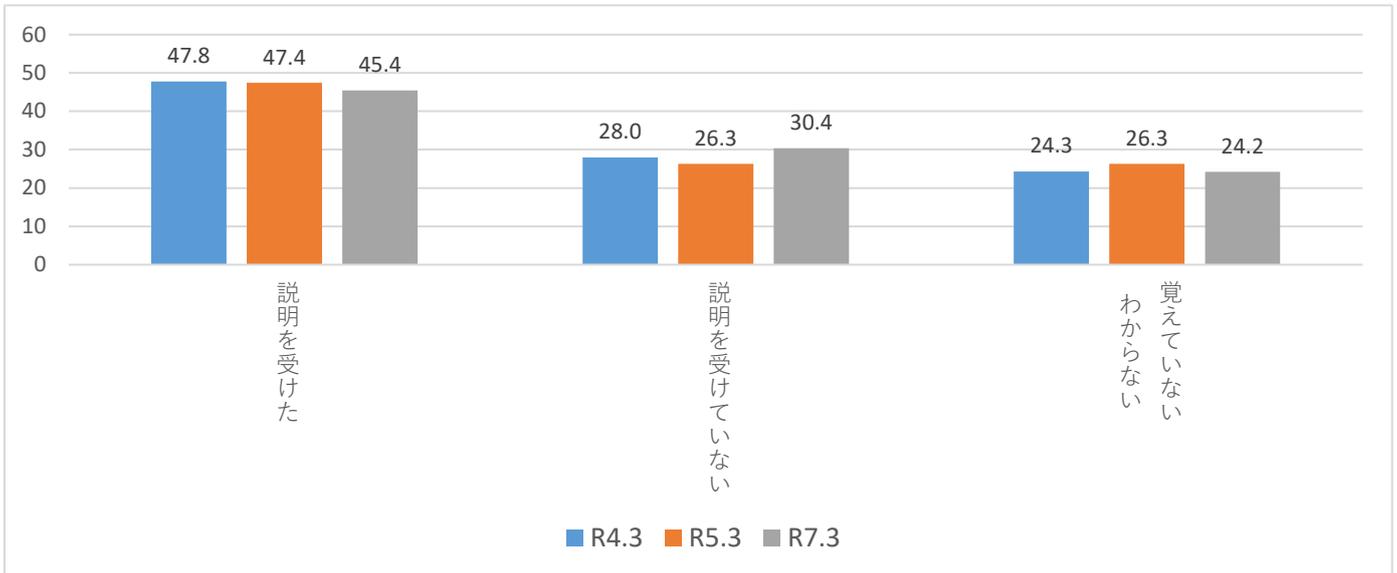
(Q1で「①使用している」と回答した人のみ)

(携帯電話・スマートフォン販売店等でのフィルタリング設定の説明)

S Q 10 あなたはお子さまが使用する携帯電話・スマートフォン・タブレット型端末等を契約する際に、販売店等からフィルタリングについて、書面の説明を受けましたか。

※ 青少年が使用する端末の新規契約、機種変更をする場合、販売店等にはフィルタリングの必要性やインターネット利用の制限・監督機能についての説明義務があります。(ただし、Wi-Fiモデルを除きます。)

(単位：%)

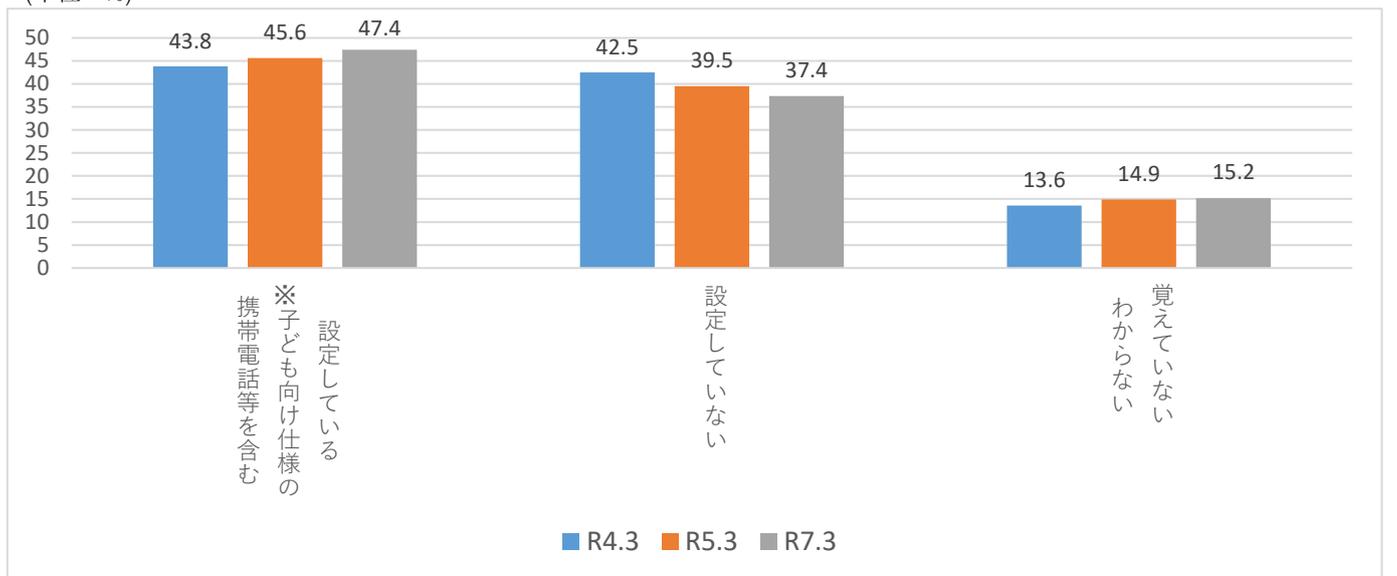


(Q1で「①使用している」と回答した人のみ)

(青少年の携帯電話端末等利用へのフィルタリング設定の有無)

S Q 11 あなたは、あなたのお子さまが携帯電話、スマートフォン、タブレット型端末等を使用する際に、フィルタリングを設定していますか。

(単位：%)



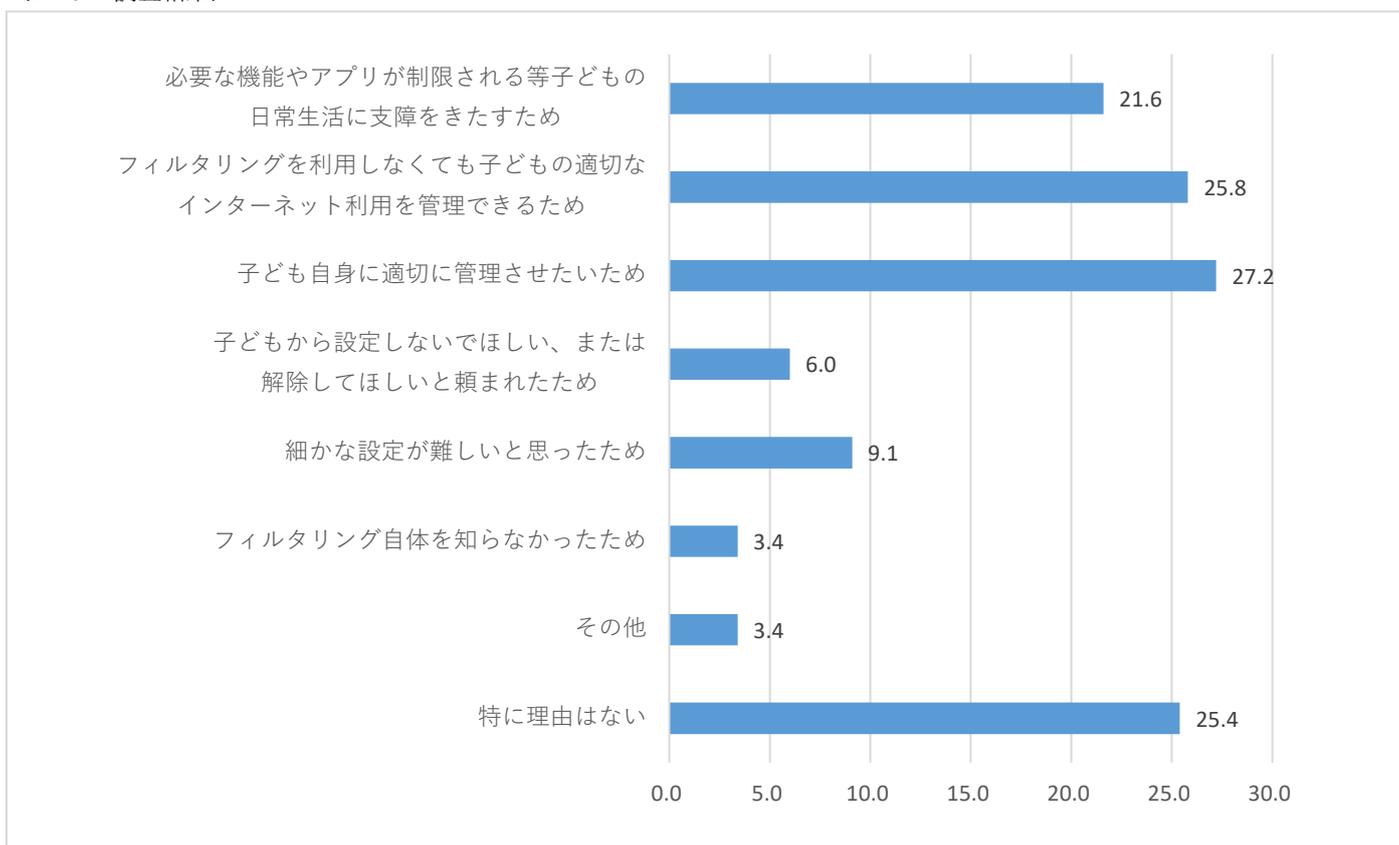
(SQ11で「②設定していない」と答えた人のみ)

(フィルタリング設定をしていない理由)

SQ12 フィルタリングを設定していない(あるいは解除した)理由は何ですか。当てはまるものを全て選んでください。

選択肢	R4.3	R5.3	R7.3
① 必要な機能やアプリが制限される等子どもの日常生活に支障をきたすため	19.5	19.5	21.6
② フィルタリングを利用しなくても、子どもの適切なインターネット利用を管理できるため	28.3	27.9	25.8
③ 子ども自身に適切に管理させたいため	24.7	26.9	27.2
③ 子どもから設定しないでほしい、または解除してほしいと頼まれたため	4.5	7.3	6.0
④ 細かな設定が難しいと思っていたため	9.6	8.0	9.1
⑤ フィルタリング自体を知らなかったため	3.9	2.1	3.4
⑥ その他(具体的な内容を30字以内で記入)	3.8	4.2	3.4
⑦ 特に理由はない	25.9	25.6	25.4

<R7.3の調査結果>



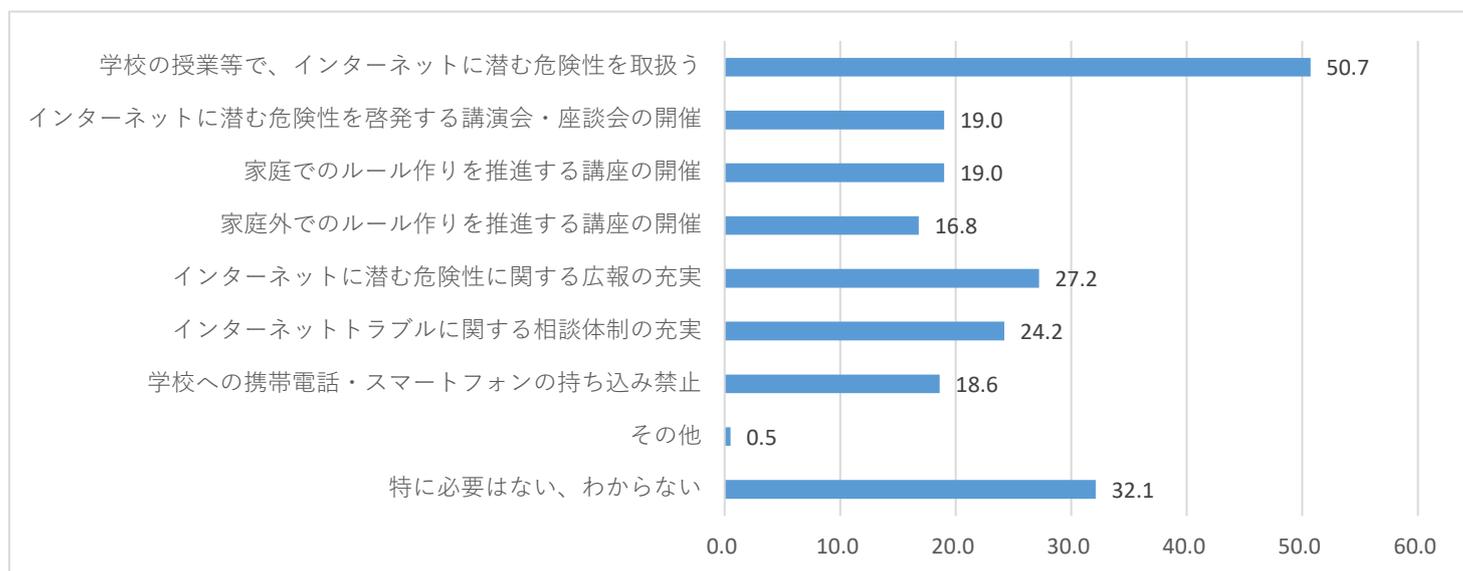
(単位: %)

(インターネットの適切な利用を促すために有効だと思う取組み)

Q2 青少年のインターネットの適切な利用を促すために自治体に求める取組みはどのようなものですか。当てはまるものを全て選んでください。

選択肢	R4.3	R5.3	R7.3
① 学校の授業等で、インターネットに潜む危険性について取扱う	49.2	48.2	50.7
② インターネットに潜む危険性について啓発する講演会・座談会の開催	16.8	16.1	19.0
③ 家庭でのルール作りを推進するための講座の開催	18.0	18.2	19.0
④ 家庭外(学校・友人間等)でのルール作りを推進するための講座の開催	14.8	14.6	16.8
⑤ インターネットに潜む危険性に関する広報の充実	25.1	25.0	27.2
⑥ インターネットトラブルに関する相談体制の充実	22.0	21.4	24.2
⑦ 学校への携帯電話・スマートフォンの持ち込み禁止	16.5	15.6	18.6
⑧ その他(具体的な内容を30字以内で記入)	0.4	0.3	0.5
⑨ 特に必要はない、わからない	34.4	35.7	32.1

<R7.3の調査結果>



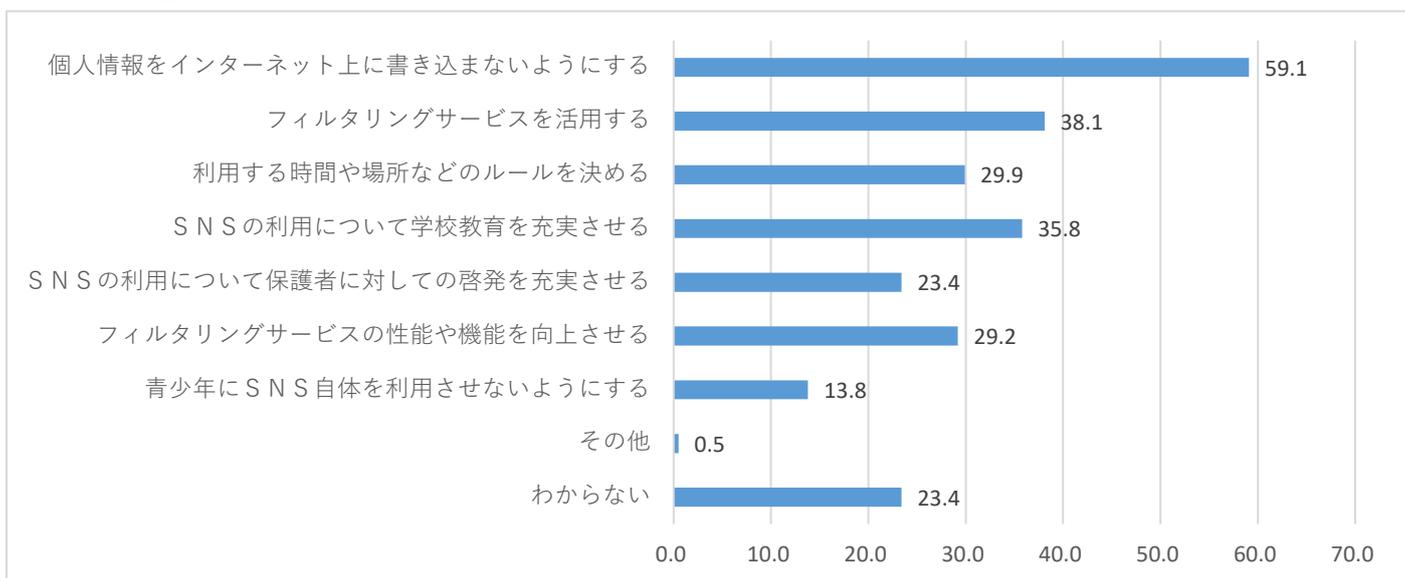
(単位：%)

(SNS を適切に利用するために必要なこと)

Q3 SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) について伺います。青少年が SNS を通じてトラブルや被害にあわないようにするために必要なことはどのようなことだと思いますか。当てはまるものを全て選んでください。

選択肢	R4.3	R5.3	R7.3
① 個人情報をインターネット上に書き込まないようにする	59.0	61.3	59.1
② フィルタリングサービスを活用する	37.1	37.2	38.1
③ 利用する時間や場所などのルールを決める	29.3	29.9	29.9
④ SNS の利用について学校教育を充実させる	34.6	34.8	35.8
⑤ SNS の利用について保護者に対しての啓発を充実させる	21.7	22.2	23.4
⑥ フィルタリングサービスの性能や機能を向上させる	28.9	27.7	29.2
⑦ 青少年に SNS 自体を利用させないようにする	10.5	9.8	13.8
⑧ その他(具体的な内容を 30 字以内で記入)	1.0	0.4	0.5
⑨ わからない	23.9	24.7	23.4

<R7.3 の調査結果>



(単位：%)

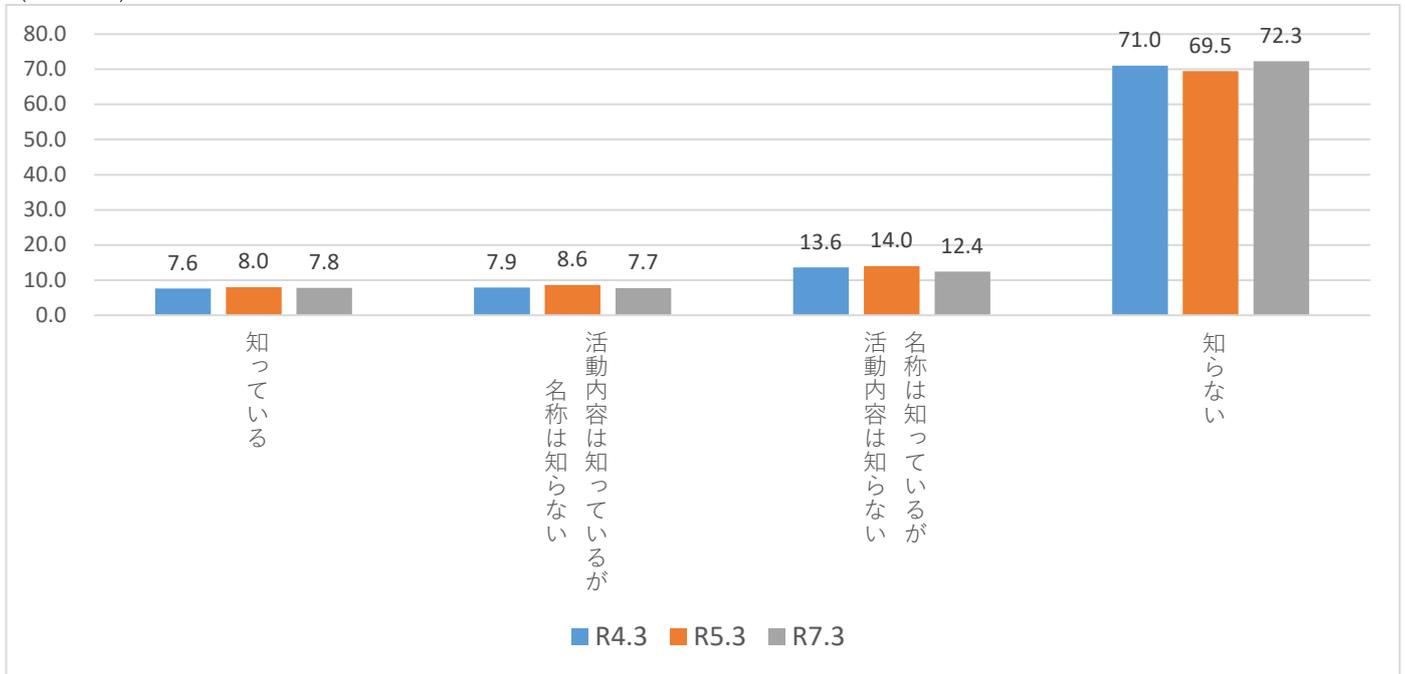
【青少年指導員】

(青少年指導員の認知度)

Q4 神奈川県知事から依頼を受け、各地域で青少年の健全育成活動（レクリエーション、体験活動、清掃活動等）を行っている「青少年指導員」がいますが、そのことを知っていますか。

※ 相模原市は「青少年指導委員」、横須賀・小田原・南足柄市は「青少年育成推進員」、綾瀬市は「青少年育成員」として活動しています。

(単位：%)

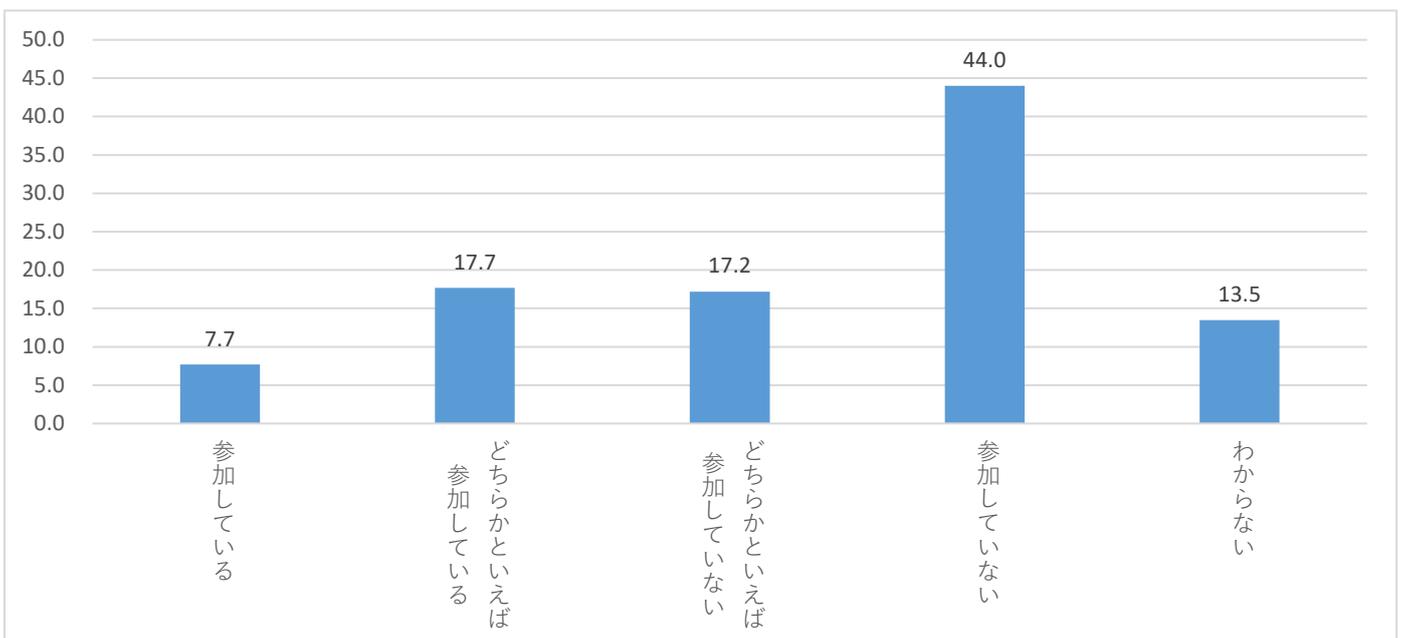


【地域行事への参加】(R7.3 調査から新設)

Q5 お子さまはお住まいの地域の行事（お祭りや子ども会のイベント等※）に参加していますか。

※ 地域の行事とは、自治体、町内会、地域の子ども会、地域に根差した団体等が主催する行事やイベントを指し、民間企業が行うフェスティバルやイベント等は含みません。

<R7.3 の調査結果>



(単位：%)

【条例の認知度】

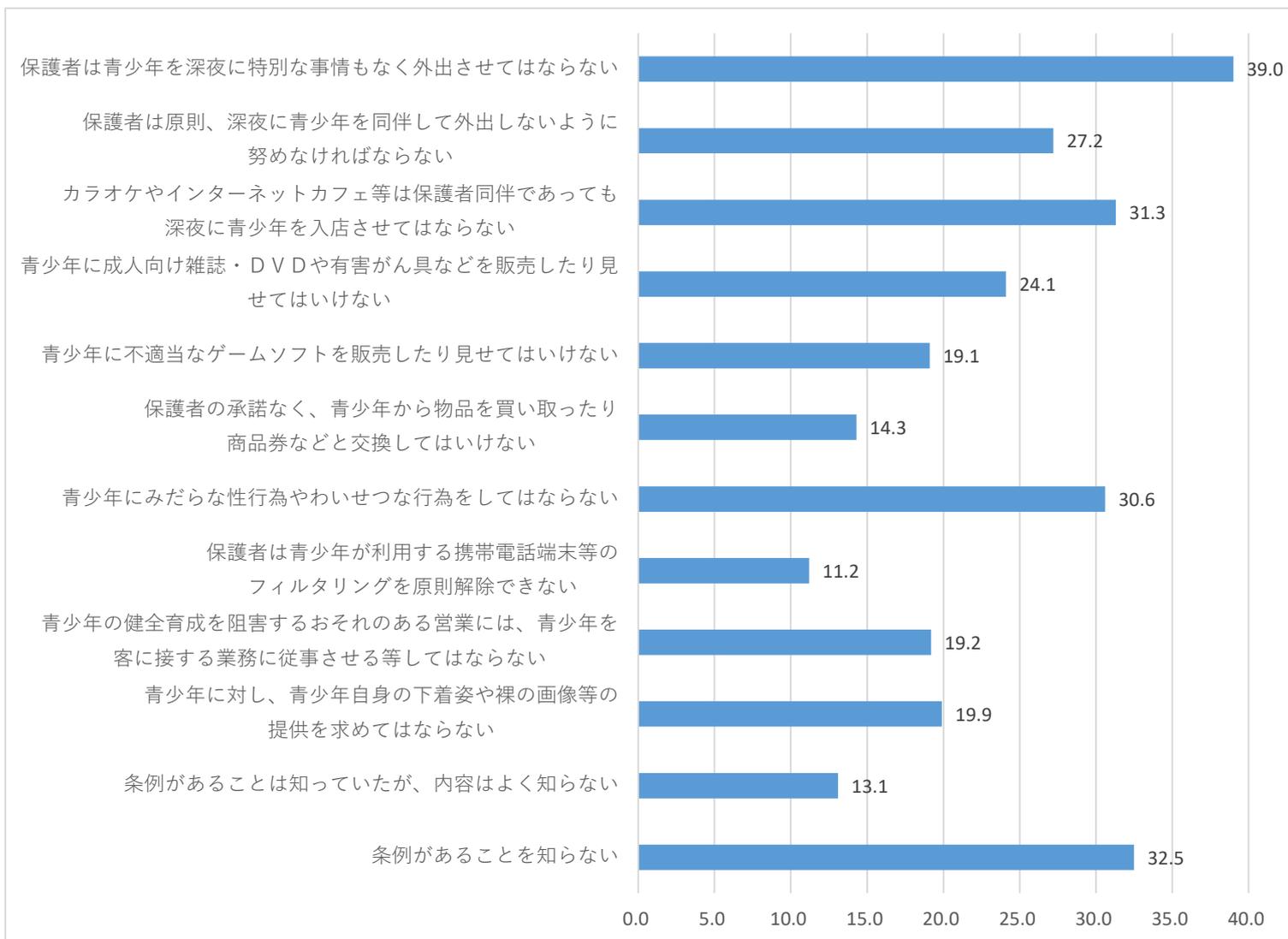
Q6 神奈川県では、18歳未満の青少年の健全な育成を図るために「青少年保護育成条例」を定めていますが、この条例について、知っていることを全て選んでください。

選択肢	R4.3	R5.3	R7.3
① 保護者は青少年を深夜(午後 11 時～午前 4 時)に特別な事情もなく外出させてはならない	35.1	33.8	39.0
② 保護者は原則、深夜(午後 11 時～午前 4 時)に青少年を同伴して外出しないように努めなければならない	25.0	24.4	27.2
③ カラオケやインターネットカフェ等は保護者同伴であっても、深夜(午後 11 時～午前 4 時)に青少年を入店させてはならない	29.4	27.3	31.3
④ 青少年に成人向け雑誌・DVD や有害がん具などを販売したり見せたりしてはいけない	23.1	21.2	24.1
⑤ 青少年に不適當なゲームソフト (Z 区分※) を販売したり見せたりしてはいけない 	17.6	17.4	19.1
⑥ 保護者の承諾なく、青少年から物品を買い取ったり、商品券などと交換したりしてはいけない	12.7	12.7	14.3
⑦ 青少年にみだらな性行為やわいせつな行為をしてはならない	28.8	27.7	30.6
⑧ 保護者は、青少年が利用する携帯電話端末等 (スマートフォンを含む) のフィルタリングを原則解除できない	7.7	8.4	11.2
⑨ いわゆる「JK ビジネス (※)」など、青少年の健全育成を阻害するおそれのある営業には、青少年を従事させたり、客となるような勧誘をしてはならない	18.6	17.3	19.2
⑩ 青少年に対し、青少年自身の下着姿や裸の画像等の提供を求めてはならない。	18.7	17.5	19.9
⑪ 条例があることは知っていたが、内容はよく知らなかった	13.7	12.9	13.1
⑫ 条例があることも知らなかった	36.3	38.7	32.5

※1 「Z 区分」とは、コンピュータエンターテインメントレーティング機構 (CERO) が審査を行う年齢別レーティング制度によるゲームソフトの区分の 1 つで、18 歳以上のみを対象とする表現内容が含まれていることを表示しています。

※2 「JK ビジネス」とは、女子高校生によるサービス (主に異性の客に体を接触し、又は客に体を触らせる、個室等で主に異性の人に姿態を見せる等) を提供する営業のことです。

<R7.3 の調査結果>



(単位：%)

(周知啓発等)

Q7 青少年保護育成条例、青少年指導員等の効果的なPR方法などについて、ご意見やアイデアがあればご回答ください。(全角100字以内)

主な回答は次のとおりでした (R7.3の調査回答から抜粋して掲載)

- ・YouTube等でCM・広告を配信するなどSNSを活用したPR。
- ・駅ポスター、電車広告、サイネージ等を活用したPR。
- ・県のたよりやタウンニュースなどの媒体を活用したPR。
- ・学校での講演実施や、授業でトラブル事例集を扱う。
- ・学校の連絡LINEによる定期的な情報提供。
- ・芸能人・人気YouTuber・インフルエンサーなど発信力がある人物によるPR。
- ・児童手当等、市町村から送られてくる重要書類と同封して送付する。
- ・条例の内容の漫画化。

○神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例について

(証明書による年齢確認の実施状況に対する認識)

Q8 販売店や飲食店において、たばこやお酒を購入しようとする方が未成年者と思われる場合、証明書(運転免許証や学生証等)による年齢確認が条例で定められていますが、実際にどの程度行われていると思いますか。それぞれ当てはまるものを1つ選んでください。(※上段はR7.3、中段はR5.3、下段はR4.3の実施結果)

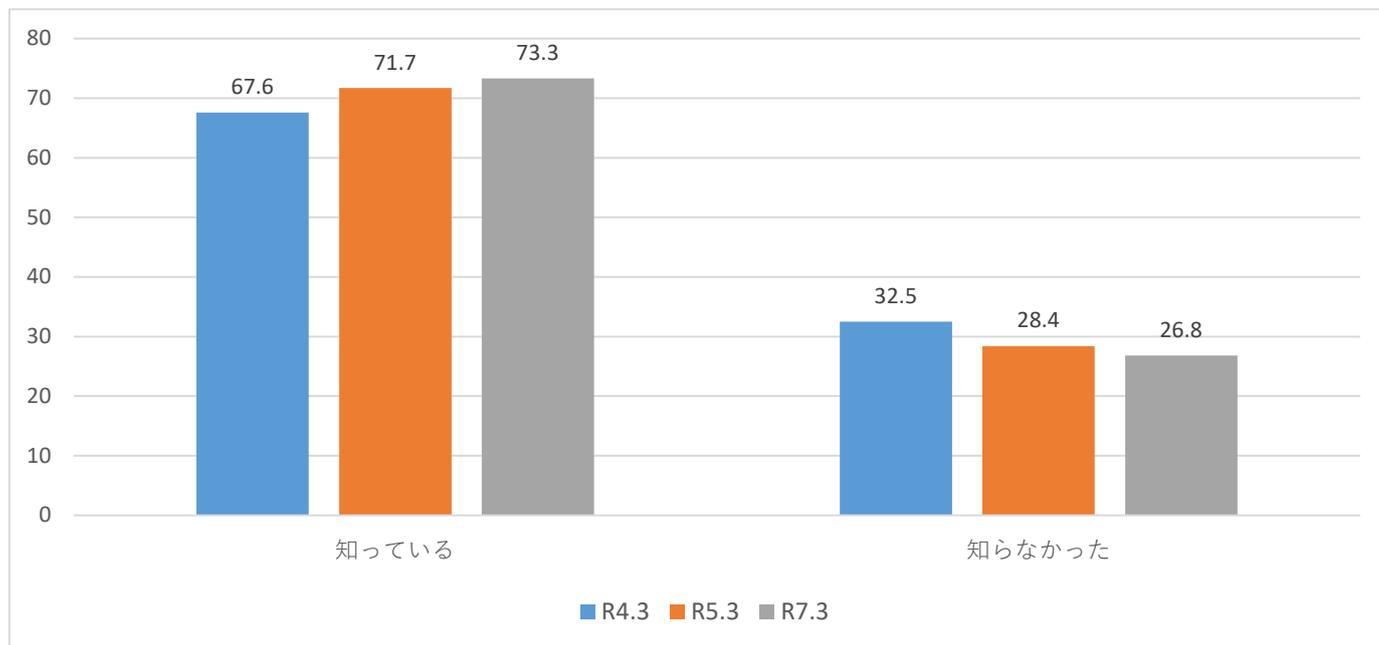
	普段利用してないため分からない	必ず行われている	ある程度行われている	あまり行われていない	全く行われていない
(1) コンビニエンスストア	12.6	30.0	35.3	15.1	7.1
	13.0	29.0	36.5	15.4	6.1
	11.7	28.3	38.0	15.5	6.6
(2) スーパーマーケット	9.6	27.4	37.5	18.6	7.1
	10.7	26.4	38.0	17.8	7.2
	8.8	26.2	39.6	18.2	7.4
(3) たばこ屋	33.7	18.7	26.3	14.5	6.9
	35.0	18.9	27.8	12.4	6.1
	31.9	18.7	29.6	13.4	6.5
(4) 酒屋	32.0	18.3	28.2	14.8	6.9
	33.0	18.4	30.0	12.9	5.9
	30.4	18.5	30.3	14.7	6.2
(5) 駅の売店	28.5	15.4	29.3	18.9	8.0
	30.2	15.2	29.6	18.0	7.0
	28.9	13.9	31.2	18.3	7.8
(6) 居酒屋	22.5	18.0	32.1	19.5	8.1
	24.6	17.3	33.6	17.5	7.1
	23.1	17.6	32.7	19.2	7.6
(7) カラオケボックス	25.3	14.6	30.7	21.4	8.2
	29.3	14.0	30.2	18.8	7.9
	25.7	14.3	31.5	20.2	8.6
(8) ファミリーレストラン	16.3	17.0	35.7	22.7	8.5
	19.0	16.9	38.0	18.1	8.1
	16.7	17.1	37.0	21.5	7.8

(成年年齢の引下げについての意識)

Q9 民法の一部改正により、令和4年4月1日より成年年齢が18歳に引き下げられましたが、喫煙・飲酒ができる年齢は引き続き20歳であることを知っていますか。

※ 神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例では、お子さまが成年になられても、現に監護保護する者として、20歳未満の子どもの喫煙・飲酒を未然に防止する努力義務があります。

(単位：%)

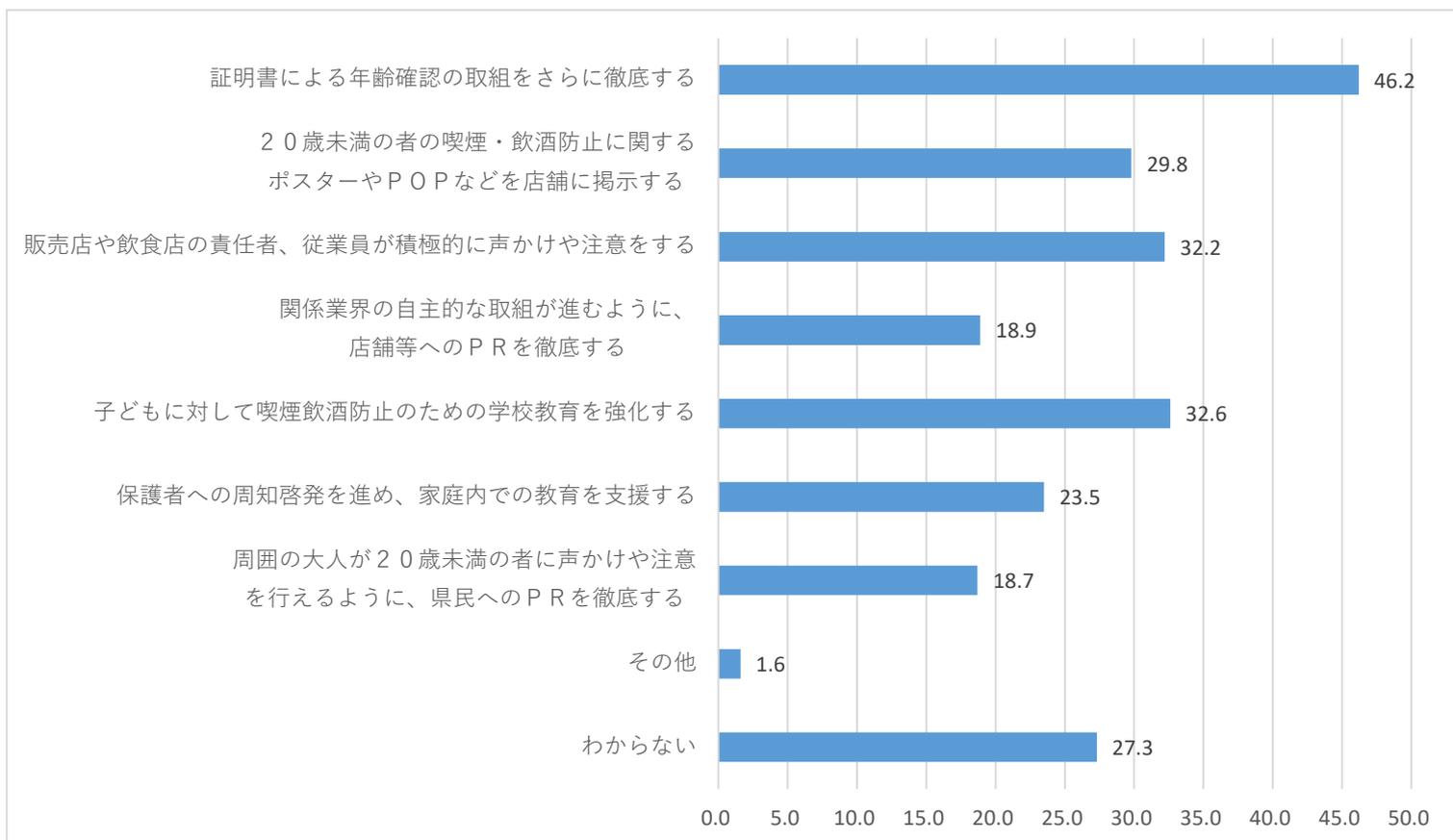


(青少年の喫煙飲酒防止に向けての取組み)

Q10 県と関係業界では、未成年者の喫煙・飲酒防止に向けて、協力して様々な取組みを進めていますが、今後、どのような対策を強化する必要があると思いますか。必要があると思うものを全て選んでください。

選択肢	R4.3	R5.3	R7.3
① 証明書による年齢確認の取組みをさらに徹底する	49.9	48.4	46.2
② 未成年者の喫煙・飲酒防止に関するポスターやPOPなどを店舗に掲示し注意喚起する	28.3	29.9	29.8
③ 販売店や飲食店の責任者、従業員が積極的に未成年者に声かけや注意をする	31.4	31.3	32.2
④ 関係業界の自主的な取組みが進むように、店舗等へのPRを徹底する	19.1	16.7	18.9
⑤ 子どもに対して喫煙飲酒防止のための学校教育を強化する	35.1	32.2	32.6
⑥ 保護者への周知啓発を進め、家庭内での教育を支援する。	26.4	22.8	23.5
⑦ 周囲の大人が未成年者に声かけや注意を行えるように、県民へのPRを徹底する	19.6	16.8	18.7
⑧ その他（具体的な内容を30字以内で記入）	1.6	1.6	1.6
⑨ わからない	26.5	26.1	27.3

<R7.3の調査結果>



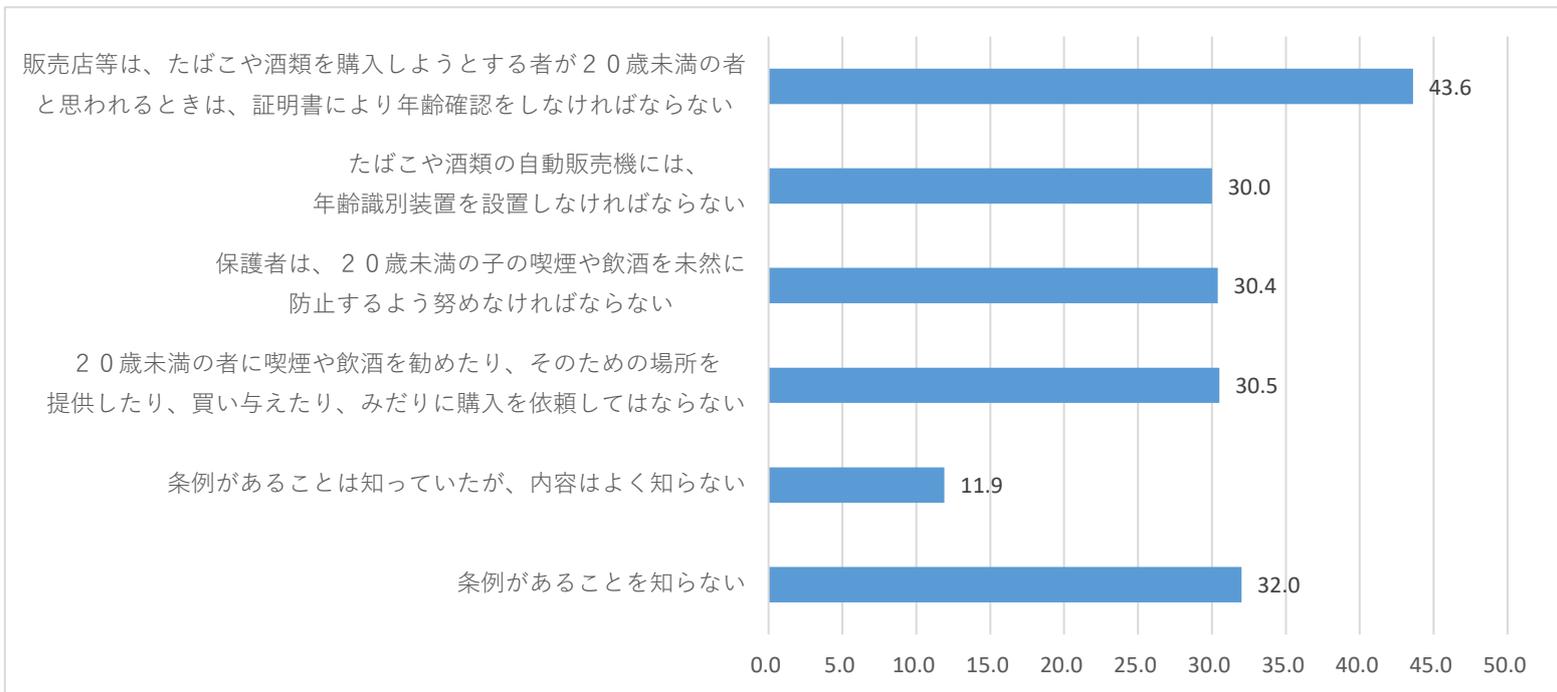
(単位：%)

(青少年喫煙飲酒防止条例等の認知度)

Q11 神奈川県では、未成年者の喫煙や飲酒をより効果的に防止するために、「青少年喫煙飲酒防止条例」を定めていますが、この条例及び関係法令について、知っていることを全て選んでください。

選択肢	R4.3	R5.3	R7.3
① 販売店や飲食店は、たばこや酒類を購入しようとする者が未成年者と思われるときは、証明書により年齢確認をしなければならない	43.7	43.3	43.6
② たばこや酒類の自動販売機には、成人識別装置を設置しなければならない	30.6	29.6	30.0
③ 保護者は、未成年の子の喫煙や飲酒を未然に防止する責務がある	29.0	28.8	30.4
④ 未成年者に喫煙や飲酒を勧めたり、そのための場所を提供したり、買い与えたり、みだりに購入を依頼してはならない。	28.2	26.9	30.5
⑤ 条例があることは知っていたが、内容はよく知らなかった	13.0	11.7	11.9
⑥ 条例があることも知らなかった	32.2	32.7	32.0

<R7.3の調査結果>

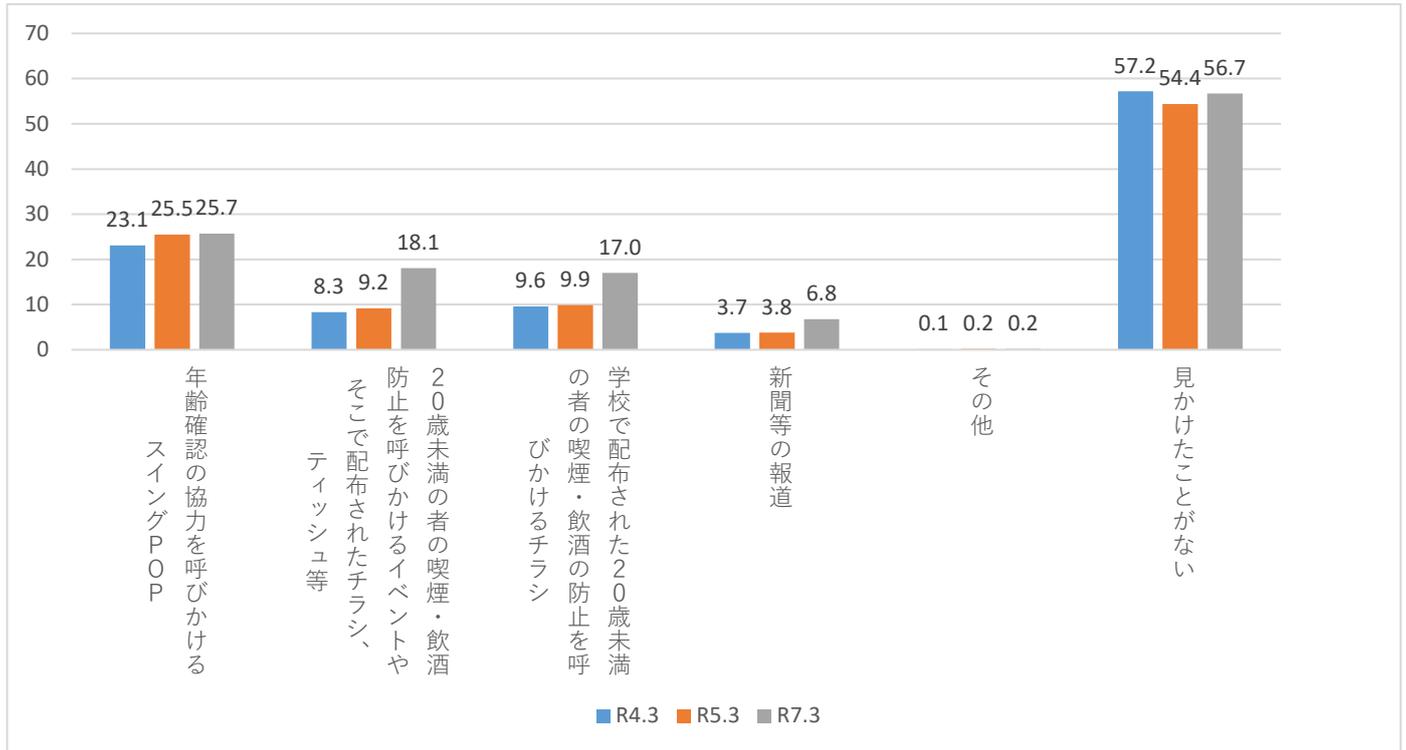


(単位：%)

(青少年喫煙飲酒防止条例等の認知度 (掲示物))

Q12 神奈川県では、「神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例」の普及啓発のためにポスター等の掲示を行っています。次のうち、見かけたことがあるものを全て選んでください。

(単位：%)



スイングPOP、ポケットティッシュ



啓発チラシ

Q13 条例 (青少年喫煙飲酒防止条例) の効果的な PR 方法などについて、ご意見やアイデアがあればご回答ください。(全角 100 字以内)

主な回答は次のとおりでした (R7.3 の調査回答から抜粋して掲載)

- ・学校へのポスター掲示。
- ・販売店やコンビニ等でのレジ横におけるポスター掲示。
- ・学校での喫煙・飲酒のリスク説明会の実施や、道徳の授業でのビデオ閲覧等。
- ・喫煙・飲酒でのデメリットや健康への影響、危険性を伝えていく。
- ・若い人に人気がある有名人やキャラクター、インフルエンサー等によるPR。
- ・未成年の喫煙・飲酒が発生しやすいイベント (祭りなど) での主催者や参加者への啓発活動。
- ・学校の休憩時間に啓発アニメを放送する。
- ・VR技術等を活用し、喫煙・飲酒を続けることによる身体の老化、機能低下を疑似体験させる。

○回答者の属性に関する設問

(調査の最初に実施し、調査対象外となる場合はその時点でその回答者の調査を終了)

あなた自身のことについてお伺いします。

あなたのお住まいの地域を選択してください。

選択肢	割合 [%]
横浜市	41.0
川崎市	16.5
横浜市・川崎市以外の神奈川県内の市町村	42.5

あなたの18歳未満のお子さま（複数の場合は、18歳未満のうち最年長のお子さま）の学齢を選択してください。

選択肢	割合 [%]
① 乳幼児(小学生未満)	25.0
② 小学生	25.0
③ 中学生	25.0
④ 高校生・その他	25.0

あなたの性別を選択してください。

選択肢	割合 [%]
男性	50.0
女性	50.0

あなたの年齢をお知らせください。

選択肢	割合 [%]
① 20代	1.6
② 30代	21.6
③ 40代	42.8
④ 50代	31.2
⑤ 60代	2.8